# ふるさと納税は地方交付税を どれほど毀損しているか？

伊　藤　敏　安

## 1．趣　　旨

ふるさと納税寄附金の人気は依然として高い。個人住民税の控除額に比較して寄附金が多い地方団体にとっては，寄附金によって一般財源は確実に増大する。寄附金をより多く獲得すれば，返礼品などに費用をかけても寄附額から総費用を引いた残額はより大きくなる[1)]。返礼品の地元調達を通じて地域経済効果が期待される[2)]。

このようにして地方団体間における返礼品競争が加熱してきたため，ふるさと納税寄附金の返礼品割合を寄附額の30％以下（地方税法第314条の７第２項第１号）とし，総費用割合を同50％以下（平成31年総務省告示第179号）とする基準が2019年度から導入された。その結果，2019年度の寄附額は前年度比252億円（4.9％）減少して4,875億円になった。ところが，新型コロナ禍に見舞われた2020年度には一転して前年度比1,850億円（37.9％）増加し，過去最高の6,725億円を記録した。6,725億円というのは，2019年度の地方税収でいえば名古屋市より多く，川崎市と神戸市の合計に匹敵する規模である。

ふるさと納税寄附金は興味深い制度ではある。このことは否定しがたい

1）伊藤（2021）は，これをふるさと納税寄附金制度に「内在するインセンティブ」と呼んでいる。

2）ふるさと納税寄附金の使途，返礼品割合の問題については，伊藤（2020），伊藤（2021）を参照。

にしても，一方で多くの問題を抱えていることは否定できない[3)]。そのなかでも国・地方を通じた財政にかかわる重要な問題であるにもかかわらず，見過ごしされがちなのは，ふるさと納税をめぐる垂直的な財政外部性の問題である。そのひとつは，所得税からの控除により，地方交付税の原資の減収につながることである。もうひとつは，個人住民税からの控除による地方税の減収分について地方交付税の補填措置がおこなわれることである（地方交付税の交付団体のみ）。

ふるさと納税寄附金の規模が拡大していけば，個々の地方団体の個人住民税収入に影響があるだけではない。ふるさと納税寄附金が結果として地方交付税を毀損してしまうことで，国・地方を通じた財政全般に直接的・間接的に影響を及ぼすことに思いを至らせる必要がある。

本稿では，ふるさと納税寄附金に伴う地方交付税への影響の問題を取り上げる。影響の度合いを可能な限り縮減することを目的として，いくつかの試算をおこなう。これにより，ふるさと納税寄附金制度の改廃に関する基礎資料を得ることを意図する。

以下，第２節でふるさと納税をめぐる垂直的な財政外部性の現状を概観するとともに，問題の所在を確認する。第３節で地方交付税への影響を軽減するための試算とその効果を検討する。第４節はまとめである。

## 2．垂直的な財政外部性の現状

### (1) 留意事項

総務省は，「ふるさと納税に関する現況調査」として，毎年度の「受入額の実績等」と「課税における住民税控除額の実績等」を公表している。前者は，t年度４月１日～３月31日における寄附の状況を集計したものである。後者は，t年１月１日～12月31日におこなわれたふるさと納税寄附金について，t+１年６月１日時点における控除の適用状況を集計したもので

3) ふるさと納税寄附金制度の現状と課題に関する幅広い議論として，冨田（2017），佐藤（2018），深澤（2019），佐藤（2021）などを参照。

ある。これらのほか，本稿では総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」を使用する。これら３種類の統計の金額等は必ずしも一致しない[4)]。

本稿の主たる関心のひとつは，ふるさと納税寄附金にかかわる地方交付税措置の問題である。これは，t+２年度における地方交付税の算定に際して，t+１年における個人住民税の控除額を反映させる仕組みである。地方交付税の交付団体については，税額控除による減収分の75％が地方交付税によって補填される。この補填額ならびに所得税からの控除に関する統計はないため，本稿では推計値を用いる。

以上のように，ふるさと納税の寄附の年次，寄附に適用される税額控除の年次，そして地方交付税措置の年次は３ヵ年にまたがっている。以下では，３ヵ年にわたる相互の関係を無視する。ふるさと納税寄附金による地方交付税への影響を試算するため，単純に単一年次について比較する。たとえば2019年度の「受入額の実績等」については，2020年における「課税における住民税控除額の実績等」ならびに2019年度の「市町村別決算状況調」と比較する。

### (2) 垂直的な財政外部性

ふるさと納税寄附金に伴う財政外部性に関する研究として，深澤（2019），末松（2020），Fukasawa *et al.*（2020）がある。これらは，返礼品をめぐる租税競争，つまり地方団体間における水平的な財政外部性の問題を扱っている。

4）「受入額の実績等」では「ふるさと納税と認められる寄附金のみを計上している」とされるが，法人等からの寄附が含まれる可能性がある。「課税における住民税控除額の実績等」は，「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに集計したものであり（推計値を含む），確定申告またはワンストップ特例制度を利用した寄附に限定される。そのため橋本・鈴木（2021）によれば，前者には「過大推計の可能性」が生じており，後者には「多少の過小推計」の可能性があるとされる。2019年度の場合，前者4,875億円，後者4,820億円である。

一方，ふるさと納税寄附金には国・地方団体間における垂直的な財政外部性の問題が生じる[5]。これは制度そのものに由来する。すなわち，ふるさと納税寄附金をおこなうと，寄附額から適用下限額の2,000円を除いた額について，①所得税からの控除，②都道府県・市区町村における個人住民税からの基本控除，③同じく個人住民税からの特例控除が適用される。さらに2015年度には「ワンストップ特例制度」が導入された。これは，寄付先が5団体以下であれば確定申告が不要となり，個人住民税の控除を受けることができる仕組みである。

ふるさと納税寄附金制度をめぐって，国・地方団体間で垂直的な財政外部性の問題が生じることは，いわば不可避である半面，この問題を直接的に取り上げている研究は稀少である[6]。そのなかで深澤（2019）は，水平的な財政外部性の問題とともに垂直的な財政外部性の問題に言及している。深澤（2019）を敷衍すれば[7]，ふるさと納税寄附金制度には次のような垂直的な財政外部性の問題が指摘される。

第1に，所得税は，地方交付税の原資のうち約41％を占める基幹的な税源である[8]。ふるさと納税に伴う所得税からの控除は，結果として地方交付税の原資を毀損することになる。

---

5）Dahlby（1996）によれば，“Vertical fiscal externalities distort fiscal decisions if state government do not take into account the effects of their fiscal decisions on the tax revenues or expenditures of the federal government, or if the federal government ignores the impact of its fiscal decisions on the state governments.” とされる。

6）たとえば橋本（2019），林（2019）は，ふるさと納税寄附金に伴う国税と地方税の関係を扱っているが，必ずしも財政外部性の観点からの議論ではない。

7）深澤（2019）は，財政移転による地方団体の財政行動への影響についても垂直的な財政外部性の一環として議論している。さらに深澤（2021）は，同様の問題意識のもとでふるさと納税寄附金に伴う財政錯覚の問題を扱っている。

8）総務省「地方交付税総額算定基礎（通常収支分）」によると，2019年度の場合，所得税（地方交付税の法定率33.1％），法人税（同33.1％），酒税（同50％），消費税（同19.5％），地方法人税（同100％）による地方交付税の合計は15兆4,457億円（臨時財政対策債振替加算額等を含めた地方交付税の合計は16兆2,759億円）である。このうち所得税は6兆3,102億円（40.9％）を占める。

第２に，ふるさと納税に伴う個人住民税からの控除は，地方団体にとっては地方税の減収に当たる。その減収分の75％について，地方交付税の補填がおこなわれる（地方交付税の不交付団体を除く）。地方交付税は毎年度の地方財政計画でマクロ的に決められており，補填額が別枠で確保されるわけではない。そのため，ふるさと納税に伴う地方交付税措置は，地方交付税を食い潰していることを意味する。

第３に，「ワンストップ特例制度」というのは，国税の所得控除を地方税の税額控除に置き換えたものである。ある地方団体の住民が他地域にふるさと納税をして特例制度を利用すると，所得税からの控除はなく，地方交付税の原資を直接的に毀損することはない。その代わり，住民税からの控除に伴う減収に対して，所得税からの控除額を大幅に上回る規模の地方交付税が補填される（地方交付税の不交付団体を除く）。その結果，地方交付税の食い潰しに拍車をかけるおそれがある[9)]。

### (3)　所得税控除の規模

ふるさと納税に伴う垂直的な財政外部性の問題は，国・地方の政府間関係にかかわる重要な問題である。にもかかわらず深澤（2019）によると，国は「これまでのところ特に問題視していないようである」とされる。その理由については，所得税からの控除による減収の規模は「たかだか数十億円程度」とみられ，所得税総額の規模に比べて「無視できるほど小さい」からだとされる。

深澤（2019）が引用している「たかだか数十億円程度」というのは，橋本・鈴木（2016）による推定である。橋本・鈴木（2016）は，税務統計とふるさと納税に関する統計を組み合わせて，ふるさと納税に伴う所得税の

9)　ある一般都市の住民が他地域に50,000円のふるさと納税をすると，所得税からの控除は9,600円，個人住民税からの控除の合計は38,400円（道府県民税15,360円，市町村民税23,040円）になる。後者の75％分が地方交付税で補填されるとすれば，補填額は合計で28,800円になる。数値例は深澤（2021）による。

減収規模を推定している。その結果，2013年度における所得税の減収額は合計で49億円，ふるさと納税寄附金の34.6％と見込まれる。これと同じ方法により，2019年度について試算してみると，減収額は1,744億円，寄附金の36.2％になる（所得税の限界税率は2007年以降のものを適用）。

一方，橋本（2019）は，ふるさと納税寄附金から「地方税負担」と「寄附者負担」を差し引いた額を「国税負担」としている。これによると，2016年度の「国税負担」は729億円であり，寄附額の28.7％になる。この方法は林（2019）と同じである。林（2019）は，次の方法により2018年度における所得税からの控除額を推定している（表記の一部を変更）。

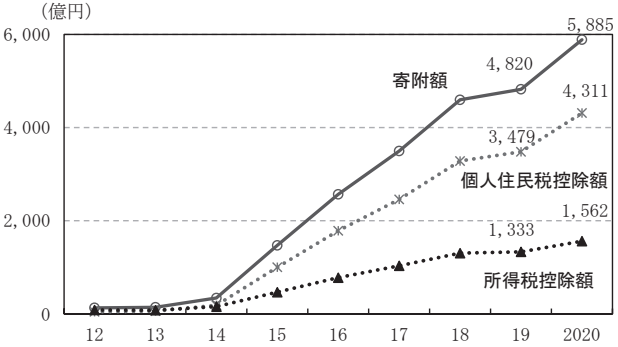
| | | |
|---|---|---|
| | ふるさと納税寄附金の額 | （t 年度） |
| － | 税額控除適用者数×適用下限額2,000円 | （t＋１年） |
| － | 個人住民税控除額 | （t＋１年） |
| ＝ | 所得税からの控除額 | |

この方法により所得税からの控除額を推定すると，2012～2013年度には100億円未満にすぎなかったが，2017年度に1,000億円を超え，2020年度には1,562億円，寄附額の26.5％に達している（図表１）。1,562億円というのは，浜松市または堺市における2019年度の地方税収を上回る規模である。「たかだか数十億円程度」であればともかく，もはや「特に問題視していない」というわけにはいかないのではなかろうか。

さらに懸念すべきは，地方交付税の原資を毀損していることである。所得税の33.1％は地方交付税として地方団体に還流する（脚注８を参照）。所得税からの控除額が1,562億円であるということは，地方交付税の原資が517億円減少することを意味する。517億円というのは，2019年度における新潟市の地方交付税交付額に迫る規模である。

ふるさと納税寄附金に対する所得税からの控除額の割合をみると，2012年度に65.0％，2013年度に57.1％，2014年度に45.7％で推移してきた。こ

**図表 1　ふるさと納税寄附金に伴う所得税からの控除額（推定）**




（注）1．総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」から作成。
2．推定方法は本文を参照。2008～2011年度は省略。

れは，少なくとも半数近くの寄附者が確定申告をしたことを意味すると考えられる。ところが，「ワンストップ特例制度」が導入された2015年度に31.7%，2016年度には30.3%に低下し，さらに2017年度以降は20%台になっている。この間，特例制度の利用は，導入当初の2015年度には287億円（寄附額の17.3%）であったが，2019年度には1,167億円（同23.9%），2020年度には1,809億円（26.9%）に拡大した[10)]。「ワンストップ特例制度」は，ふるさと納税の人気を高める一方で，国税の所得控除から地方税の税額控除への置き換えを加速させることとなった。

なお，以下では，控除が適用される2020年度を寄附がおこなわれた2019年度に読み替えて説明する。

10）橋本・鈴木（2015）によれば，「ワンストップ特例制度」は，「本来国税の減収となるべきところが，地方税の減収となるという不思議な制度となっている」とされる。橋本（2019）では，特例制度は「ふるさと納税の本来の目的に合致しない」ため，「廃止を検討すべき」としている。

### (4)　地方交付税補填額の規模

ふるさと納税寄附金は，基準財政収入額に計上されないため，地方団体の歳入を確実に押し上げる。一方，個人住民税からの控除額については，当初予定の税収がいわば漏出することから，基準財政収入額にマイナス値として計上される。地方交付税の交付団体に対しては，控除額の75％が地方交付税で補填される。

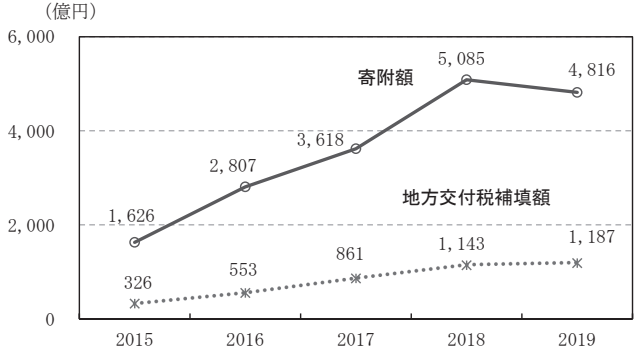
ふるさと納税寄附金にかかわる地方交付税措置に関する統計はないため，本稿では下記により推定する。地方交付税の不交付団体であれば補填額をゼロとする。対象は市区町村である（都道府県については後述）。対象年次は，市区町村別に「ふるさと納税の課税における住民税控除額の実績等」が公表されている2015年度以降とする。

地方交付税補填額＝個人住民税からの控除額×75/100

その結果，市区町村における補填額の合計は，2015年度326億円（寄附額の20.1％），2016年度553億円（同19.7％），2017年度861億円（同23.8％），2018年度1,143億円（同22.5％），そして2019年度には1,187億円（同24.7％）と推定される（図表２）。1,187億円というのは，市区町村のなかで地方交付税が最も多い札幌市の地方交付税交付額（2019年度）を109億円上回る規模である。

一方，総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」によると，2019年１月～12月における個人住民税からの控除額は合計で3,479億円，うち道府県民税分1,195億円，市町村民税分2,284億円である。不交付団体である東京都を除く46道府県における控除額は合計で840億円であることから，46道府県に対する地方交付税補填額は630億円と推定される。その結果，道府県・市町村を合計した補填額は1,817億円と見込まれる。

**図表２　ふるさと納税寄附金に伴う地方交付税補填額（推定）**




（注）１．総務省「ふるさと納税の受入額の実績等」，同「市町村別決算状況調」から作成。
２．市区町村のみ。推定方法は本文を参照。

### (5)　問題の所在

2019年度の場合，ふるさと納税に伴う所得税からの控除により地方交付税の原資は517億円減少する。また，個人住民税からの控除による地方税の減収に対して地方交付税補填がおこなわれるため，新規に1,817億円の地方交付税が必要になる。両者の合計は2,334億円であり，これだけ地方交付税への負荷が増大することになる。

2019年度における地方交付税は総額16兆2,759億円であるので，2,334億円というのは1.4％である。しかも国・地方を通じてみれば相殺されるという考えもできよう。前出の橋本（2019）は，国・地方を通じた「負担」を試算している。これによると2016年度の場合，地方交付税の補填措置により，「地方税負担」は1,767億円から483億円に軽減される一方，「国税負担」は729億円から2,012億円に増大する。

とはいうものの，ふるさと納税に伴う国税と地方税の関係はゼロサムではなく，マイナスサムであることに注意しなくてはならない。地方交付税の原資は，国税５税（所得税，法人税，酒税，消費税，地方法人税）の法定率分だけではすでに不足しており，臨時財政対策債等への慢性的な依存

を高めざるをえなくなっている。そのような状況のなかで，さし当たり総額の1.4％程度とはいえ，地方交付税が食い潰されるのは，けっして好ましいことではない。それどころか，ふるさと納税に伴って地方交付税が直接的・間接的に毀損され，侵食されているのであれば，むしろそれを抑制する必要がある。

前出の林（2019）は，「ふるさと納税は，地方団体と寄附者との関係性に注目されがちではあるが，地方交付税といった国と地方，地方団体間の税源の配分を行う財源に影響を与えていることを強く認識することが重要である」と注意を喚起している。

実際，伊藤（2015）とそれを参考にした内閣府（2016）の試算によると，基準財政収入額は生産年齢人口と相関が高く，基準財政需要額は高齢者人口と相関が高い。少子高齢化が続いていけば，基準財政需要額は上方シフトの圧力が強まるのに対し，基準財政収入額は下方シフトかせいぜい横ばいにとどまると予想される。その結果，両者の乖離は拡大する。それだけ地方交付税が必要になることは容易に想像されよう。

## 3．地方交付税への負荷の軽減に関する試算

### (1) 前　　提

本節では，2019年度（控除は2020年度）の1,741市区町村を対象に，ふるさと納税に伴う地方交付税への影響の問題を扱う。対象を市区町村に限定するのは，個人住民税からの控除額のシェアは総額の65.6％であるが[11]，寄附金総額では98％以上を占めているからである[12]。

本節では，下記の３ケースに分けて，ふるさと納税に伴う地方交付税補填の問題を検討する。法改正等の技術的な問題には踏み込まない。用語の

11）個人住民税の所得割の標準税率は，市町村民税６％，道府県民税４％である。2018年度分から政令指定都市については８％になっている。

12）2019年度の場合，ふるさと納税寄附金の総額4,875億円のうち都道府県に対する寄附金は60億円（1.2％）である。総務省「ふるさと納税寄の受入額の実績等」を参照。

定義は次のとおりである[13)]。地方交付税の不交付団体については，地方交付税による補填はない。

単純収支＝寄附額－個人住民税からの控除額
調整後収支＝単純収支＋地方交付税補填額

**①単純収支による補正**

ふるさと納税の寄附額から控除額を引いた単純収支がプラスになる市区町村は，2015年度に1,216団体，合計1,473億円であったが，2018年度には1,293団体，合計4,621億円に増大した。2019年度には1,349団体に少し増えた半面，合計は4,279億円に少し減少した。2015年度から2019年度にかけて，プラス幅の合計はほぼ3倍増加した。他方，単純収支がマイナスになる市区町村は，2015年度の525団体から2019年度には392団体に減少したものの，マイナス幅の合計は447億円から約4倍の1,688億円に増大した。

このことは，寄附金の獲得に突出した一部の市町村に刺激されて，寄附金獲得に力を入れる地方団体が増える一方，残りの団体では，ふるさと納税の人気に伴って他地域への寄附が増加したことを示唆していると考えられよう。

単純収支のプラス分の一部を用いてマイナス分を埋め合わせれば，地方交付税による補填は必要なくなる。

**②地方交付税補填額による補正**

単純収支に地方交付税補填額を加えた調整後収支がプラスになる市区町村は，2015年度の1,442団体から2019年度には1,499団体に微増したが，プラス幅の合計は1,548億円から4,555億円まで3倍近く増加した。調整後収支がマイナスになる市区町村は，2015年度には299団体から2019年度には242団体に減る一方，マイナス幅の合計は195億円からほぼ4倍の777億円に増加した。この間，控除額は2015年度の600億円から2019億円に3.7倍にな

13） 磯道（2019），松田（2019）などでは，本稿でいう「単純収支」と「調整後収支」に基づいて，ふるさと納税にかかわる地方団体の「収支」を検討している。

り，前述のとおり，補填額は326億円から1,187億円に3.6倍に増大した。

単純収支がプラスの団体については補填をしなければ，地方交付税の持ち出しは縮減することが見込まれる。

**③基準財政収入額による補正**

ふるさと納税の寄附額が基準財政収入額を超える市区町村は，2015年度に81団体，合計81億円であったが，2016年度に104団体，合計256億円，2017年度に113団体，合計560億円，そして2018年度には125団体，合計1,581億円に増加した。2019年度には団体数は125団体で横ばいのまま，合計は633億円にほぼ6割減少した。2019年度の場合，寄附額から控除額を引いた単純収支が基準財政収入額を上回る市区町村は53団体，合計で566億円にのぼっている。

基準財政収入額は下記のとおりである。これは「各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため」（地方交付税法），標準的な地方税収入の75％のほか，地方譲与税などにより計算される。

基準財政収入額＝標準的な地方税収入×75/100＋地方譲与税等

標準的な地方税収入には，ふるさと納税寄附金は含まれない。その一方で個人住民税からの控除額による減収については，その75％が地方交付税によって補填される（地方交付税の交付団体のみ）。これは，地方団体にとってふるさと納税寄附金獲得のためのインセンティブとなり，返礼品競争につながっていることは容易に想像される。

これらの問題をふまえ，一部の地方団体は，ふるさと納税寄附金を基準財政収入額に算入してほしいとの意見を提示している[14)]。特別区長会（2020）も同様の趣旨の緊急共同声明を発表している。伊藤（2021）は，人口1人当たり寄附額が一定水準を超える市町村については，超過分を基準財政収入額に算定するよう提案している。

14）　総務省「地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針」の2018年3月版，2020年3月版などを参照。

ふるさと納税寄附金の一部を基準財政収入額に加算することで，個人住民税からの控除に対する地方交付税の補填額が縮減されるだけでなく，地方交付税交付額そのものが節減されることが予想される。

### (2) 単純収支による補正

図表３は，寄附額から控除額を引いた2019年度の単純収支について，392団体のマイナス分を1,349団体のプラス分の構成比に応じて配分したものである。方法は以下による。マイナス団体の単純収支はゼロになる。

プラス団体の補正後単純収支＝プラス団体の単純収支－（マイナス総額の絶対値に対するプラス団体の構成比×プラス団体の単純収支）

マイナス団体の補正後単純収支＝マイナス団体の単純収支－マイナス団体の単純収支

**図表３　単純収支による補正（2019年度，試算）**

| | | 単純収支（億円） | | 人口１人当たり（千円） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 現状 | 補正後 | 現状 | 補正後 |
| 合　計 | | 2,591 | 2,591 | 13.6 | 8.4 |
| プラス団体 | | 4,279 | 2,591 | 18.0 | 10.9 |
| マイナス団体 | | −1,688 | 0 | −1.4 | − |
| １人当たり寄附額 | 100円未満 | −759 | 0 | −2.0 | 0.0 |
| | 100～500円 | −828 | 0 | −1.1 | 0.0 |
| | 500～1,000円 | −81 | 5 | −0.1 | 0.1 |
| | 1,000～5,000円 | 388 | 242 | 2.0 | 1.2 |
| | 5,000～１万円 | 502 | 304 | 6.8 | 4.1 |
| | １～５万円 | 1,568 | 950 | 20.9 | 12.7 |
| | ５万円以上 | 1,800 | 1,090 | 122.8 | 74.4 |
| 上位100団体シェア（%） | | 62.2 | 37.6 | − | − |
| 変動係数 | | 6.53 | 2.67 | 3.07 | 2.99 |

（注）１．総務省「ふるさと納税の受入額の実績等」，同「ふるさと納税の課税における住民税控除額の実績等」，同「市町村別決算状況調」から作成。
２．市区町村。該当団体の算術平均。

人口１人当たり寄附額の規模別にみると[15]，現状の場合，1,000円より少ない団体では単純収支（該当団体の算術平均）は軒並みマイナスであり，1,000円を超えるとプラスである。なかでも５万円以上の団体では人口１人当たり寄附額が12万円を超えている。これが補正後になると，1,000円未満の団体からマイナスが消える。その代わり，１～５万円の団体ではプラス幅が合計1,568億円から950億円に減少し，５万円以上の団体では合計1,800億円から1,090億円に減少する。補正前のマイナス幅1,688億円に対する割合は，１～５万円の団体で619億円（36.7％），５万円以上の団体で710億円（42.1％）であり，補正額全体の８割近くを１万円以上の団体が負担している。

このようにプラス団体からマイナス団体に再配分される結果，単純収支の総額は変わらないまま，人口１人当たり単純収支は現状の13,600円から8,400円（38.1％減）に低下する。人口１人当たり寄附額が５万円以上の団体では122,800円から74,400円（39.5％減）に，１～５万円の団体では20,900円から12,700円（39.5％減）に，それぞれ低下する。

人口１人当たり寄附額が上位100団体のシェアは，寄附金については2015年度の22.8％から2019年度には33.6％に拡大した。上位団体では控除額が小さいため[16]，単純収支に関するシェアはもっと高く，2015年度の35.8％から2019年度には62.2％に拡大した。ところが補正後は上位団体がより多くを負担するため，上位100団体のシェアは37.6％に低下する。

全市区町村に関する実数での変動係数は現状の6.53から補正後は2.67に大幅に改善され，人口１人当たり単純収支の変動係数も3.07から2.99に低下する。

15）人口１人当たり寄附額（2019年度）の構成は，100円未満100団体，100～500円238団体，500～1,000円170団体，1,000～5,000円530団体，5,000～１万円237団体，１～５万円350団体，５万円以上116団体である。

16）控除額における上位100団体のシェアは，2015年度には0.45％であり，2019年度には0.40％にさらに低下した。

### (3) 地方交付税補填額による補正

図表４は，現状では市区町村合計で1,187億円にのぼる補填額の見直しについて，２種類の方法を比較したものである。補正１は，単純収支がプラスの団体には補填をしないケースである。補正２は，調整後収支がプラスの団体には補填をしないケースである。調整後収支＝単純収支＋個人住民税からの控除額×75/100であるので，補正２は，寄附額から地方交付税補填額の25％分を引いたものに相当する。

補正１の場合，単純収支がプラスの団体には補填をしないため，人口１人当たり寄附額が5,000円を超える団体では補填額はゼロであり，1,000～5,000円の団体の多くでもゼロである。1,000円未満の団体に補填される結果，補填額の合計は，現状の1,187億円から230億円減少（19.4％減）して957億円になることが見込まれる。

補正２の場合，調整後収支がプラスの団体には補填しないが，補填割合が低下するため，補填額は補正１より増大して合計で1,016億円となり，現状に比べて171億円の減少（14.4％減）にとどまる。

**図表４　地方交付税補填額による補正（2019年度，試算）**

| | | 補填額（億円） | | | 人口１人当たり（千円） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 現状 | 補正１ | 補正２ | 現状 | 補正１ | 補正２ |
| 合　計 | | 1,187 | 957 | 1,016 | 0.44 | 0.18 | 0.22 |
| １人当たり寄附額 | 100円未満 | 319 | 319 | 319 | 0.74 | 0.74 | 0.74 |
| | 100～500円 | 533 | 531 | 533 | 0.75 | 0.73 | 0.74 |
| | 500～1,000円 | 112 | 97 | 109 | 0.52 | 0.34 | 0.46 |
| | 1,000～5,000円 | 147 | 9 | 55 | 0.40 | 0.03 | 0.10 |
| | 5,000～１万円 | 34 | 0 | 0 | 0.32 | － | － |
| | １～５万円 | 35 | 0 | 0 | 0.31 | － | － |
| | ５万円以上 | 7 | 0 | 0 | 0.30 | － | － |
| 変動係数 | | 5.59 | 6.99 | 6.60 | 0.93 | 2.43 | 2.11 |

（注）１．総務省「ふるさと納税の受入額の実績等」，同「ふるさと納税の課税における住民税控除額の実績等」，同「市町村別決算状況調」から作成。
２．市区町村。該当団体の算術平均。

補正１，補正２ともに補填対象が限定されるため，実数でみても人口１人当たりでみても変動係数はそれぞれ現状より大きくなる。なお，上位100団体については，前述のように控除額のシェアが小さいため，現状の補填額のシェアも0.51％にすぎない。補正後はもちろんゼロである。

### (4)　基準財政収入額による補正

ふるさと納税寄附金の一部を基準財政収入額に計上するとすれば，その根拠と規模についてはきわめて慎重な議論が求められる[17)]。しかし，ここでは単純な試算の前提として便宜的に50％とする[18)]。これは，「各年度において第１号寄附金の募集に要した費用の額の合計額が，当該各年度において受領した第１号寄附金の額の合計額の100分の50に相当する金額以下であること」という平成31年総務省告示第179号に依拠する。

普通交付税相当額というのは下記のとおりである。マイナスになる市区町村は機械的に不交付団体とみなし，普通交付税相当額に計上しない。

普通交付税相当額＝基準財政需要額－基準財政収入額

補正後の基準財政収入額＝基準財政収入額＋ふるさと納税寄附金×50/100

図表５で普通交付税相当額の現状というのは，2019年度における基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものである。これによると，1,741市区町村合計では６兆9,192億円であり，実際の普通交付税交付額の７兆304

17)　総務省は，泉佐野市が多額のふるさと納税寄附金を集めていることを理由に，2018年度３月分と2019年度12月分の特別交付税を減額した。2020年６月，泉佐野市は，その取り消しを求めて大阪地方裁判所に提訴した。2021年４月の中間判決では，裁判対象にすべきでないという国の主張は斥けられ，審理が続けられることとされた。なお，2020年度12月分の特別交付税については，通常どおり交付されている。

18)　2019年度の場合，ふるさと納税寄附金に対する総費用割合は，1,741市区町村の算術平均で40.9％である。50％以上の市区町村は252団体（14.5％）みられる。

億円に比べて1,112億円（1.6%）少ない。

第２列の補正というのは，寄附額の50%を基準財政収入額に加えて，基準財政需要額から引いたものである。マイナスになる市区町村は機械的に不交付団体とみなす。その結果，合計は６兆7,017億円となり，現状に比べて2,075億円（3.0%）縮小する。2,075億円というのは，札幌市の地方交付税交付額（2019年度）のほぼ２倍に当たる。

寄附額の50%分だけ基準財政収入額が増加し，基準財政需要額＜基準財政収入額になる市区町村が出てくる。そのため不交付団体は現状では107団体であるが[19]，補正後には120団体に増加する。

人口１人当たり寄附額の規模別に現状と補正後を比較すると，普通交付

**図表５　基準財政収入額による補正（2019年度，試算）**

| | | 普通交付税相当額（億円） | | | | １人当たり（千円） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 現状 | 補正 | 変化幅 | 変化率（%） | 現状 | 補正 |
| 合　計 | | 69,192 | 67,017 | −2,075 | −6.7 | 222 | 217 |
| １人当たり寄附額 | 100円未満 | 3,092 | 3,088 | −4 | 0.0 | 52 | 52 |
| | 100〜500円 | 12,041 | 11,995 | −46 | −0.1 | 93 | 94 |
| | 500〜1,000円 | 7,802 | 7,757 | −45 | −0.4 | 157 | 157 |
| | 1,000〜5,000円 | 22,348 | 22,059 | −288 | −1.3 | 225 | 225 |
| | 5,000〜１万円 | 9,389 | 9,135 | −255 | −3.6 | 266 | 262 |
| | １〜５万円 | 11,627 | 10,839 | −785 | −10.7 | 295 | 285 |
| | ５万円以上 | 2,893 | 2,145 | −652 | −55.2 | 337 | 303 |
| 変動係数 | | 1.40 | 1.42 | − | − | 1.04 | 1.06 |
| 不交付団体 | | 107 | 120 | − | − | − | − |

（注）１．総務省「ふるさと納税の受入額の実績等」，同「ふるさと納税の課税における住民税控除額の実績等」，同「市町村別決算状況調」から作成。
２．市区町村。該当団体の算術平均。

19）2019年度の場合，実際の不交付団体は97団体である。基準財政需要額＜基準財政収入額でも交付されている市町村が11団体（成田市，豊田市，四日市市など）あり，基準財政需要額＞基準財政収入額でも交付されない市町村が１団体（豊橋市）ある。

税相当額の合計は，1,000円未満の市区町村ではほとんど変化しないが，１～５万円の市町村では１兆1,627億円から１兆839億円へ785億円（10.7％減），５万円以上の市町村では2,893億円から2,145億円へ652億円（55.2％減），それぞれ減少する。

実数でみても人口１人当たりでみても変動係数は，それぞれ少しだけ拡大する。なお，上位100団体のシェアは現状の3.48％から補正後は2.62％に縮小する。

## 4．ま　と　め

本稿の要点は，下記のとおりである（数値は2019年度）。③④⑤は市区町村に限定した事項である。

①ふるさと納税寄附金に伴う所得税からの控除額は，都道府県・市区町村の合計で1,562億円（寄附額の26.5％）と推定される。所得税の33.1％は地方交付税の原資であるため，ふるさと納税寄附金は，地方交付税の原資を517億円毀損している。

②ふるさと納税寄附金に伴う地方交付税の補填額は，市区町村関係1,187億円（寄附額の24.7％），都道府県関係630億円，合計1,817億円（同37.3％）とみられる。①と合計すれば，ふるさと納税寄附金による地方交付税への影響は2,334億円と見込まれる。

③寄附額から個人住民税からの控除を引いた単純収支のプラスは合計4,279億円，マイナスは合計1,688億円である。このマイナス分をプラス分で埋め合わせれば，地方交付税による補填の必要はなくなるため，現状の補填額1,187億円の全額が節減される。単純収支の変動係数は実数で6.53から2.67へ，人口１人当たりでは3.07から2.99へそれぞれ縮小する（市区町村のみ）。

④地方税からの控除に対する地方交付税の補填措置について，単純収支がプラスの団体に補填しなければ，補填額は現状の1,187億円から957億円へ230億円軽減される。調整後収支がマイナスの団体に補填しなければ，

補填額は1,016億円へ171億円軽減される（市区町村のみ）。

⑤ふるさと納税寄附金の50％を基準財政収入額に加算すれば，基準財政需要額から基準財政収入額を引いた普通交付税相当額は，現状の６兆9,192億円から６兆7,017億円へ1,112億円軽減される（市区町村のみ）。

ふるさと納税寄附金制度には水平的・垂直的な財政外部性が生じていることから，何らかの政府介入が求められる。本稿で取り上げた垂直的な財政外部性，つまり地方交付税への影響については，たしかに規模は小さい。ふるさと納税の人気が高まっているとはいえ，2019年度の場合，地方交付税への影響は2,334億円と推定される。これは2019年度の普通交付税交付額の1.4％にすぎない。また，住民税からの控除の適用者数は2019年には400万人を超えたとはいっても，2019年度の納税義務者数の6.5％である。少なくとも現在のところ，橋本（2019）がいうように「マクロ的にはふるさと納税制度が地方自治体の財政に与える影響はそれほど大きくない」ようにみえる[20)]。

とはいうものの，年齢構成や産業構造の変化に伴って地方交付税の原資が確実に減っていくなかで，その毀損を加速させる制度を放置しておくわけにはいかない。本稿で試算したような是正方法について検討していく必要がある[21)]。これにあわせて，ふるさと納税寄附金制度と従来の寄附金税制との整合性についても再考していくことが求められる。

---

20） 橋本（2019）は，これに続けて「利用者比率がさらに上昇すればマクロ的な影響も当然大きくなる」としている。

21） ふるさと納税寄附金を基準財政収入額に算入すべきという一部の地方団体の意見（脚注14を参照）に対して，総務省は消極的である。その理由として，①基準財政収入額は，法定普通税を主体にした標準的な地方税収入であること，②ふるさと納税などの個人が任意に支出する寄附金については基準財政収入額に算入しないこと，③ふるさと納税研究会報告書（2007）でも従来の寄附制度と同様，「減少額の75％を基準財政収入額に反映することが望ましい」とされていることがあげられている（総務省「地方交付税法第17条の４の規定に基づき提出された意見の処理方針」2018年３月）。

［謝　　辞］

本稿は，日本計画行政学会第44回全国大会（2021年11月14日，札幌学院大学，オンライン大会）での発表原稿を加筆・修正したものです。座長をはじめ参加者の方々から貴重なご意見，ご示唆をいただきました。あらためまして心からお礼申しあげます。

［文　　献］

磯道　真（2019），「ふるさと納税の収支尻――373団体は交付税加味しても“赤字”返礼品競争の拡大で制度にゆがみ――」，『日経グローカル』，No. 372，pp. 24–29.

伊藤敏安（2015），「人口構成の変化による普通交付税への影響――2020年における基準財政収入額・基準財政需要額の試算――」，『地域経済研究』，第26号，pp. 41–58.

伊藤敏安（2020），「市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？」，『修道法学』，第43巻第1号，pp. 59–107.

伊藤敏安（2021），「ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？」，『修道法学』，第44巻第1号，pp. 19–49.

佐藤　良（2018），「ふるさと納税の現状と課題」，『調査と情報』，第1020号，pp. 1–10.

佐藤　良（2021），「ふるさと納税の現状と課題――返礼品競争への対応と残された課題」，『調査と情報』，第1117号，pp. 1–12.

冨田武宏（2017），「ふるさと納税制度による税源の偏在是正機能と限界」，『立法と調査』，No. 386，pp. 88–100.

特別区長会（2020），「“ふるさと納税制度”に対する特別区緊急共同声明」，2020年8月6日.

内閣府（2016），『地域の経済2016――人口減少問題の克服――』

橋本恭之（2019），「ふるさと納税制度と国・地方の財政」，『関西大学経済論集』，第69巻第1号，pp. 1–23.

橋本恭之，鈴木善充（2015），「ふるさと納税制度の検証」，日本財政学会第72回大会発表原稿，2015年10月17日（中央大学），pp. 1–49.

橋本恭之，鈴木善充（2016），「ふるさと納税制度の現状と課題」，『会計検査研究』，No. 54，pp. 13–38.

橋本恭之，鈴木善充（2021），「ふるさと納税制度の見直しの影響について」，『関西大学経済論集』，第70巻第 4 号，pp. 557−571.

林　浩毅（2019），「ふるさと納税による地方財政への影響について」，2019年度大阪府市町村課財政グループ研修生卒業研修報告書，pp. 1−32.

深澤映司（2019），「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」，『レファレンス』，通巻第818号，pp. 53−79.

深澤映司（2021），「ふるさと納税の受入れに伴う自治体財政の効率性への影響――“財政錯覚”を背景とした技術的効率性の低下の観点から――」，『レファレンス』，通巻第848号，pp. 1−30.

ふるさと納税研究会（2007），「ふるさと納税研究会報告書」，2007年10月，pp. 1−23.

松田英嗣（2019），「損益計算書でみる全国47都道府県の“ふるさと納税”事情――“ふるさと納税”の持続可能性を高めるために――」，『日経研月報』，通巻494号，pp. 26−33.

Dahlby, Bev（1996），“Fiscal Externalities and the Design of Intergovernmental Grants”, *International Tax and Public Finance*, No. 3, pp. 397−412.

Fukasawa, Eiji; Fukasawa, Takeshi; Ogawa, Hikaru（2020），“Intergovernmental competition for donations: The case of the Furusato Nozei program in Japan”, *Journal of Asian Economics*, Vol. 67, pp. 1−14.